

金子議員(市民の党)

福祉について
二〇〇三年四月に、介護保
険料の改定が予定されていま
すが、国の介護保険の責任者
は現状を次のように評価して
います。「まあまあだと思っ
「総じてさわやかな風でした」
では、実際はどうだった
たのでしょうか。いきな
り保険料が課せられた
時の驚き、それも唯一
老後の命綱であった年
金からの天引きでした。
不安と怒りから市の窓
口に寄せられた多くの
苦情や問い合わせの事
実は国に届いていない
のでしょうか。全く容
赦のないやり方でした。
そして現状は孤独死、
老々介護等々大変深刻な状況
を呈しています。

今後の老人福祉を問う

当初、本市の担当者が国に
同調するかのよう「権利」
と「義務」を強調しました。
「払えない人は使えないよ」
であります。では、本当に払
えない人は放っておいて良い
のでしょうか。

また、老人福祉法の中で、老
人は、多年にわたり社会の進
展に寄与してきた者として、
生きがいを持って健康で安ら
かな生活を保障されるものと
する。また、その基本理念の
もとに「国及び地方公共団体
は、老人の福祉を増進
する責務を有する」と
明記されていますが、
介護保険料の改定を目
前にして今後の老人福
祉に対する本市の姿勢
をお示しください。

市長 国が介護保険
を施行していく上で、
低所得者の基準を明確
にして支援していく必
要があります。
また、老人福祉法
の内容は理念と行政の義務の部
分だけで、残念ながら本人の
努力とか家族の方による扶助
というものが、協力というもの
が全くありません。扶助義務
がまず一つは大変大切な部分
であるだろうと思っていま
す。

いま着眼発想の転換を

吉田議員(自民党明政会)
市長の政治姿勢について
今や地方分権、市町村合併
道州制と国も地方も企業も
自立、自活、知恵と発想の転
換期に入っております。
座間市の公文書の中に「座
間市は、昭和三十五年後半か
ら企業の進出によって農工商
と住宅が調和した複合都市へ
と発展した。しかし現在、商
業は近隣の商業核が整備さ
れて低下し、ともに工業も空
洞化した。」と表明。この状
況を市長はどのように受け止
められているのか。明らかに
都市間競争に負けたのであり
ます。私は中心市街地再活性
化法定前の段階で、市長に
早い取り組みを提唱いたしま
したが、座間市は流しました。
大和、綾瀬、海老名の各市は
導入を図りました。

市長 特区、弁理士、行政
書士の関係につきましては、
今後とも精査をさせていただきます。
職員給与は、県下ほぼ同額
になっており、本市だけ突出
しているということはないと
思います。

座間市には大学も研究所も
ありません。国策のベンチャ
ー企業も無理。それなら市が
弁理士を職員に置いて十三万
市民の知恵とアイデアを借り
特許にして、商工業育成と市
民の利益を考えてはいかがで
しょうか。

また、座間市の職員給与が
国、県の職員より高いのはな
ぜか。冗費削減の提言として、
市職員が退職の時、行政書士
登録をお願いして、小・中学
校区に多くの書士事務所を置
き、高齢者、市民、地域の利
便性を高めてはいかがでしょ
うか。

市町村合併の所見を問う

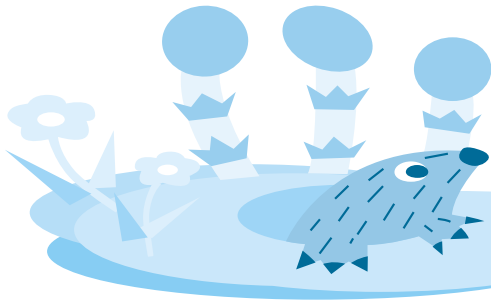
中澤議員(日本共産党)

市長の政治姿勢について
市町村合併の進行状況は、
昨年十一月現在で、全国三千
二百七十七市町村の約四割に当
たる千二百九十八市町村が、
合併に向けて約三百の協議会
をつくった。しかし、実態は
協議会から離脱する、つくっ
てみたけれど解散状態、休眠
状態のところも多々生まれて
いる。「あめ」といわれている
合併特例債は、国が償還分の
七割を交付税で負担し、人
口規模に応じて合併後十年間
発行できる、しかし、約四割

が住民負担となるものである。
一方、「むち」としては、人
口一万人以下の自治体は、窓
口業務に限定して大半の業務
は都道府県に移管するという。
全国町村会の山本会長は、現
在、政府が進めているのは財
源を元にした強制的な合併で、
夢とロマンのある本来の合併
とは違う」と強く批判してい
る。共産党の見解は、住民の
意志に基づいて地方自治体を
適切な規模にしていくことに
一律に反対するものではない。
同時に、合併の是非は、住民
の合意と自治体の自発的な意

志によって決められるべきで
ある。現在の合併の流れは、
自治体の自主的な意思という
よりは、国の強権的な行政指
導、財政誘導によって、いわ
ゆる「あめとむち」によって
全国の自治体に合併を押しつ
けているもので問題である。
言わざるをえません。
星野市長の現在の合併に対
する所見を伺うものです。

市長 合併については、中
澤議員も指摘されたように、
住民自治が損なわれる事がな
いように、住民総意のもとで
決定されていくことが本来の
姿だろうという考え方には、
従来の姿勢と全く相異はいた
しておりません。



意見書8件を可決

議事では十二月定例会で次の決議・意見書を
可決し、直ちに関係機関へ提出しました。

障害児者支援費制度の改善を求める意見書

来年度からの支援費制度の施行に向けて、各自自治体では準備作
業が進められているが、基盤整備等が十分でない状況にある。
よって、政府におかれては、障害児者が安心して、生活できる環
境を整備するため、次の事項について措置を講ずるよう強く要望
する。
一 支援費制度の周知・説明責任・情報提供責任を十分果たすと
ともに、自治体が専門性を発揮できる相談支援体制を確立でき
るよう財政援助を行なうこと。
二 自治体が、数値目標をもった基盤整備を推進できるよう十分
な財政的援助を行なうこと。
三 支援費の基準額は、利用者に十分なサービスの保障と事業者
の経営の安定が確保できる水準で設定すること。
四 支援費制度の利用者負担の応能原則は、利用者本人の所得児
は保護者)に限るよう改善を図ること。

よって、本市議会は、障害児者の支援費制度の改善を強く求
めるものである。

障害福祉サービスに対する県単補助金制度の維持及び向上を
求める意見書

平成十五年度から、障害福祉制度の一部が措置制度から支援費
制度に変わるが、この制度は、障害者の自己決定の尊重と、契約
制度によりサービスの質の向上を目的としている。しかし、厚生
労働省は、それを担保する支援費の額については、これまでの措
置費の水準は維持するが引き上げは難しいとして、支援費が現行
の措置費と同水準となる可能性が高くなっている。

神奈川県はこれまで、県内施設の運営費は首都圏という特殊性
から全国基準の措置費だけではカバーしきれないこと、県内の施
設サービスの維持・向上、均衡の保持を図る必要があるとして、
県域の障害者福祉施設に対して独自に運営費補助を出して、
サービスの向上を図ってきたが、支援費制度への移行にとも
ない、サービスの低下が懸念されている。

よって、神奈川県においては、障害福祉サービスの利用者一
ズにに応じたサービス提供を保障するため、現行の民間福祉施設運
営費補助金及び在宅サービスにかかる県単補助金制度の維持向上
を図るよう強く要望する。

イージス艦のインド洋派遣に抗議する意見書

政府は、十二月十六日テロ対策特別措置法に基づいてインド洋

で海上自衛隊が行っている対米支援活動に、高性能レーダーを備
えるイージス艦の派遣を強行実施した。

米軍艦にリンクされている自衛隊イージス艦の情報は、米軍の
戦争体制に組み込まれることにより、自衛隊が武力行使と一体化
する危険は極めて大きくなる。

これは、従来から政府が憲法上認められないとしてきた集团的
自衛権の行使にほかならない。

いま、国連安保理決議に基づくイラクの大量破壊兵器の査察が
行われ、国際社会は国連の枠組みで問題を平和的に解決し、戦争
を回避するために懸命の努力を続けている。その時に、日本がイ
ージス艦を派遣し、イラク攻撃を協力・支援するのは、平和を願
う国際社会に背を向けるものである。

よって、本市議会は、自衛隊イージス艦のインド洋派遣に強く
抗議するものである。

国庫支出金の負担率の完全支給及び地方超過負担の解消を求め
る意見書

国庫支出金は、地方自治体の収入の中で特定財源として位置づ
けられ、地方財政法で三種類に分類されている。

なかでも国庫負担金・国庫補助金は、その施策を行うため、ま
たは、財政上特別の必要があると認めて国がその経費を義務的に
負担ないし補助するものである。

地方財政法では、国は地方財政の自主的かつ健全な運営を助長
することに努め、いやくもその自律性を損ない、または、地方
公共団体に負担を転嫁するような施策を行ってはならないと地方
財政運営の基本が定められている。

近年、国庫支出金の額は、対象経費の種目、経費の対象範囲、
補助基準額や補助単価、補助条件などが実情と大きく乖離し、実
勢価格に合わず、地方の超過負担が多額に及んでいる。

平成十三年度座間市決算における超過負担額は約十五億円を超
えており、逼迫する市財政に大きな影響を及ぼしている。
よって、本市議会は、国庫支出金の負担率の完全支給及び超過
負担の解消を強く求めるものである。

障害者雇用未達成企業の公表を求める意見書

内閣府の情報公開審査会は、本年十一月末に障害者雇用促進法
で定められている障害者の法定雇用率を達成できていない企業名
などを公表するよう厚生労働大臣に答申した。

障害者雇用促進法は、企業従業員五十六人以上の法定雇用率
を一・八％と定めているが、これを達成しているのは全体の四十
四％にとどまっている。この答申を受けて厚生労働省は「内容を
検討して判断したい」としている。

しかし、障害者の雇用状況は深刻な状況におかれており改善が
急がれている。障害者雇用促進法は、企業に対し障害者の自立を
図るうえで雇用促進を求めているのに、企業によってはこれを
無視し続けており許されるものではない。未達成企業に対して
の罰則がない現状に鑑み、企業名の公表による社会的制裁で改善
を求めることは社会的要請でもある。